

綾川総第 957 号  
令和 7 年 8 月 5 日

綾川町特別職報酬等審議会 会長 殿

綾川町長 前田 武俊

綾川町特別職の報酬等の額について（諮問）

綾川町特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について  
貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 議員が長期欠席の場合の報酬及び期末手当について
- 2 政務活動費について
- 3 費用弁償について
- 4 議員報酬について